

地方公共団体における公文書管理条例制定の動向

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門官

朝倉 亮 あさくら・りょう

1. はじめに

本年4月から施行された「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という。）では、第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との努力義務が規定されている。

同条により、地方公共団体においても、国と同様に文書の適正な管理が図られる必要があることから、地方自治に配慮し、法律ではなく条例をもって必要な措置を講ずることが期待されている。公文書管理法が公布された時点では、公文書管理に関する条例は、熊本県宇土町、北海道ニセコ町、大阪市に存在するのみであったが、同法の施行を契機に条例制定の取組は全国に広がっている。

本稿では、以上のような状況の中で、全国の先駆けとなって公文書管理条例制定の取組を行っている地方公共団体について紹介する。

2. 鳥根県の取組

鳥根県では、公文書管理法の制定を契機に、平成21年10月に「公文書管理に関する庁内研究会」を設置し、公文書管理条例制定に向けた諸課題に関する調査・研究等を行ってきた（これに関して、本誌42号に「鳥根県公文書センター（仮称）整備検討」と題して、県の担当者からの情報を掲載していたところである。）。

その後、県は「鳥根県公文書等の管理に関する条例（案）」を作成し、平成22年11月30日から同年12月22日まで県民からの意見募集を実施した。

平成23年2月14日に鳥根県議会に提出された同条例案は、同年3月4日に可決され、同年4月1日をもって施行されている（鳥根県公文書センターの利用業務等一部の規定は、規則で定める日から施行。）。

同条例では、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会等、並びに県が設立した地方独立行政法人を「実施機関」とし、これら実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書を公文書としており、その構成は公文書管理法の規定に準拠し、現用時の管理、保存期間満了後の公文書センターへの移管、移管された特定歴史公文書等の永久保存及び利用請求に関する規定等からなっている。

特徴的なのは、利用決定等に対する異議申立てや特定歴史公文書等の廃棄に際して、情報公開審査会に諮るという点である。同条例には情報公開条例の改正が含まれ、公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議することを情報公開審査会の事務に加えている。

現在、公文書センターの年内の開館に向けて、規則や運用の検討、施設の整備を行っているとのことである。

3. 熊本県の取組

熊本県では、公文書管理法の公布という契機に加え、「適正な行政文書の管理は、民主主義の基本」とする知事の政治的姿勢から、平成21年10月に外部委員からなる「熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会」を設置し、平成22年6月に同委員会から「行政文書等の適正な管理に関する提言書」が提出された。

その後、県は「熊本県行政文書等の管理に関する条例（仮称）の素案」を作成し、平成22年12月17日から平成23年1月16日まで県民からの意見募集を実施した。平成23年2月18日に熊本県議会に提出された同条例案は、同年3月15日に可決され、平成24年4月1日に施行される予定である（熊本県行政文書等管理委員会の規定は公布日である平成23年3月23日から施行され、公安委員会及び警察本部に関する規定については公布から4年以内に規則で定める日から施行。）。

同条例についても公文書管理法の規定が前提とされているが、実施機関が作成した行政文書等は、保存期間満了後に知事あてに移管することとし、また知事は、移管された特定歴史公文書等を永久に保存し、利用請求に基づき一般への利用に供することとしている。この点、公文書館の設置を前提としない事例として特徴的である。

現在、同条例の施行規則について検討中であり、行政文書等管理委員会での審議を経て作成する予定とのことである。

4. 大阪市の取組

大阪市では、昭和63年に公文書館が設置されており、平成18年に公文書管理条例が制定されていた。ただし、同条例は基本的に現用文書の管理について規定したものであり、公文書管理法制定を契機に、平成22年9月24日に開催された「第43回大阪市公文書館運営委員会」において条例改正の必要性が指摘され、改正に向けた検討が始まった。

その後、市は「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を作成し、平成23年2月17日に大阪市会に提出した。同条例案は、提出日に可決され、同年4月1日に施行された（大阪市公文書管理委員会の規定は、同年3月1日から施行。）。

上記の条例改正は、基本的に公文書管理法に準拠した内容となり、例えば、これまで努力義務であった意思決定の過程に関する事項に係る公文書の作成についての義務化や、保存期間満了までの歴史公文書等の決定、保存期間満了後に市長が引き続

き保存又は引き継いで保存することとした特定歴史公文書等の公文書館における永久保存及び利用請求について等、規定されている。

このほか、市長又は大阪市長が定める歴史公文書等の決定に係る基準、及び利用請求に対する処分に係る審査基準について、平成23年3月8日及び同月30日に開催された大阪市公文書管理委員会で審議され、条例の施行に合わせて作成されている。

5. その他

以上、この他いくつかの地方公共団体の現状にも触れておく。

札幌市では、平成20年10月1日に「札幌市公文書館基本構想検討委員会」が設置され、同委員会から平成21年6月17日に提出された「札幌市公文書館基本構想への提言」においては、公文書管理条例の制定が提言されていた。その後、市は「札幌市公文書館基本構想素案」を作成し、平成21年8月31日から同年9月30日まで市民からの意見募集を実施し、「札幌市公文書館基本構想」を作成している。同構想においては、公文書管理条例の必要性や条例に盛り込む事項が示されており、現在は、市議会への条例案提出に向けた検討を行っているとのことである。

志木市では、平成23年度施政方針において、平成23年度中の「（仮称）志木市公文書管理条例」の制定を目指すことが示され、同年8月に「（仮称）公文書管理条例の素案」について市民からの意見募集が予定されている。市の担当者は現在、同素案作成に向けて市における文書管理の状況把握や全国の条例制定状況等について調査を行っているとのことである。

上記以外にも、当館に提供されている情報によれば、特に公文書館等を設置している地方公共団体において内部検討会議の設置や事例調査等を行っている例が多く、その中には平成24年度の条例施行に向けた検討を行うなど具体的な目標を立てている例も見受けられる。また、これまで公文書館設置に向けて検討を行ってきた地方公共団体の中

には、改めて、条例制定も併せて検討を進めることとした例も見受けられる。

一方で、全国の条例制定の動向を把握した上で条例制定の実効性等を慎重に判断していくといった例や、先の統一地方選挙で就任した首長の判断を待つといった姿勢を示す例も見受けられる。

6. おわりに

本稿で紹介した事例の他にも、全国の地方公共団体における公文書管理条例制定に向けた取組は、検討段階のものを含め、数多くなされているだろうことが予想される。今後も、このような取組が更に広がっていき、また結実していくことに期待し、引き続きその動向を追っていきたい。